

平成27年(ワ)第8495号 損害賠償等請求事件

原告 出口 俊一

被告 左巻 健男

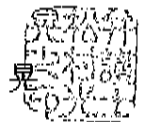
準備書面5

平成28年6月10日

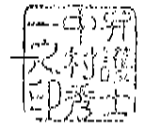
東京地方裁判所 民事第7部ほB係 御中

原告訴訟代理人

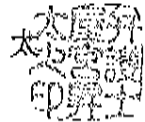
弁護士 松 村 光



同 中 村 秀



同 屋 官 昇



第1 はじめに

他人に対して「ばか」「ヤクザそのもの」などと決めつけることは、誰人であってもその人格権に対する甚だしい侵害行為であって、不相当なものであることは明らかである。このような表現が法的に許容されれば、言論は無秩序状態に陥らざるをえないこととなる。

しかも、本件では、ブログやツイッターによってなされたため、広く拡散されてしまっており、その侵害の程度は極めて重い。

被告は、科学者としての批判活動の一環であるなどと主張するが、本件各表

現は、原告に対する悪質な侮辱もしくは名誉毀損なのであって、被告の主張は全くのすり替えに過ぎない。

第2 被告の原告に対する侮辱について（訴状第2の1，同別紙1の1から3）

1 被告ブログ及びツイッターにおける原告に対する侮辱

被告は、原告が代表取締役を務める株式会社DND研究所の開設するサイト（以下、「原告サイト」という）にEMの開発者である比嘉照夫のEMの抗ウィルス効果に関するブログ記事（http://dndi.jp/19-higa/higa_77.php，以下、「比嘉ブログ」という。甲31）が掲載されていることを取り上げ、このことに対し、被告は「出口俊一氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思ふ。普通の頭なら載せないだろう。」「※あまりにも酷い出口俊一氏のEM擁護。嘲笑するしかない超低レベル。」などと書き込みをし（甲2）、このブログのURLをツイッターに貼り付け拡散した（甲3、被告がブログの内容をツイッターに取り込んでいると評価できることは原告準備書面2・2頁，原告準備書面3・6及び7頁記載のとおり，東京高等裁判所平成24年4月18日判決（LLC登載，甲8）。「真正のおばか」「嘲笑するしかない超低レベル」などという表現態様は、原告の人格を言葉を極めて誹謗中傷するものであり、社会通念上、受忍限度を超える侮辱である。

2 被告の侮辱行為が単なる批判的意見ではなく人格攻撃にほかならないこと

- (1) これに対し、被告は、一科学者として、EMには効果はないとの立場から行った、その効果を肯定する考えに対する批判的意見に過ぎず、受忍限度範囲内の表現であり、違法性はないと主張する。
- (2) しかしながら、そもそも、真摯な科学的批判意見を述べるのであれば、原告を「真正のおばか」「嘲笑するしかない超低レベル」などと言う必要性は全くない。かかる表現は批判的意見の範疇を超え、EMに関する肯定的

な事実を報道する原告の人格そのものを否定する趣旨であることは明らかである。

- (3) 原告は、ジャーナリストとして、EMが使用されている現場に足を運んで取材を行い、国内外でその効用が実感されている事実や、多数の学術機関・研究機関においても研究がすすめられ、数多くの国でEMが現実に使用されているという事実と接してきた（原告本人調書2頁，甲9から22）。原告は、このような取材によって得られた事実を報道し続けてきたのであって、EMの効果の当否を科学的に証明するために報道しているわけではない。

（原告本人調書2頁）

EMというものについて、あなたはどのようなふうにご捉えているんですか。

私はもう20年近く、こことかわりあっているんですけども、EMが比嘉教授の手で開発されて三十数年たちますけれども、国内外、大変役立てられていて、特に災害とか、東日本大震災もそうですけども、去年は鬼怒川の堤防の決壊がありまして、常総市の小、中学校が水浸しになるという事故がありました。水が引いた後も、カビ臭とか、ヘドロで大変な悪臭が立ち込めてたんですが、EMのボランティアの方々が何回も足を運んで、EMできれいにしてという、社会に役立つという意味では大変素晴らしい、僕は技術かなというふうに思っております。

そういうことをあなたはこれまで取材をされてきたわけですか。

はい。

- (4) 比嘉ブログ（甲31）は、その前半において、様々な抗ウイルスワクチンなどが疑問視されていることを述べ、EMの抗ウイルス作用が多面で実用化され実証されていることを指摘し、後半では、このEMの抗ウイルス

効果についての、第61回日本ウィルス学会（平成25年11月10日～12日）での発表内容を紹介する。そして最後に、補足として、EMの抗ウィルス効果はp h値が低い（酸性度が高い）ことだけでは説明できないことを指摘するために2つの事例を紹介している。被告が指摘する記載は、そのうちのわずか2行弱の記載部分に過ぎない。

- (5) この比嘉ブログは当然ながら、原告が執筆したものではなく、原告サイトにこれを掲載したからといって、原告がその内容に全面的に賛意を示しているなどとは直ちには評価しえないはずである。

それにもかかわらず、被告は、比嘉教授の学術的意見の補足部分のわずか2行の記載につき、これを原告サイトに掲載したという一事をもって、「出口俊一氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思ふ。普通の頭なら載せないだろう。」「※あまりにも酷い出口俊一氏の EM 擁護。嘲笑するしかない超低レベル。」などと表現しているのであり、その表現は科学に関する批判的意見の範囲内にとどまるようなものではないことは明らかである。

- (6) 以上のとおり、比嘉ブログを原告サイトに掲載したことをもって、原告を「真正のおばか」「嘲笑するしかない超低レベル」などという不相当な表現を用いることは、原告に対する人格攻撃に他ならず、侮辱の成立は明らかである。

3 被告が被告ブログを削除したのは違法性を認識していたからであること

被告は、自らの行為の違法性を認識していたからこそ本件訴訟提起後にブログを削除した（甲6）ものと考えられる。

この点、被告は、ブログを削除したのは、追記をして書き直そうと思ったからであり、その時期も裁判が始まる前であったなどと述べる（被告本人調書9頁）。

しかし、そもそも追記するのであれば削除する必要などないし、本件訴訟提起当時の平成27年1月24日に存在していたブログ（甲2）が、たまたま訴状

送達時までの間に削除されるという偶然是考え難い。被告の供述は、あまりに不合理であって、被告の不誠実な訴訟態度を示すものである。

4 小括

以上より、被告の侮辱行為によって、原告の名誉感情が侵害されたのであるから、不法行為が成立することは明らかである。

第3 被告の原告に対する名誉毀損について（訴状、別紙2の1から3）

1 被告ブログ等における原告に対する名誉毀損

(1) 被告は、訴状別紙2の1のとおり、被告ブログにおいて、平成26年10月21日、「出口俊一氏についての【謎】」と題する記事において、「※学界のトンデモ 出口俊一（暗黒通信団サイトから）」「<http://mikaka.org/~kana/d.htm?ron147-ronread-j.html>」として暗黒通信団のサイト（甲4）へのリンクを貼った上、そのサイトの記事の一部である「要するにやってることはヤクザそのものである。記事に対して記事による反論ではなく、著者と面会して個別撃破しようとするスタンスは、そもそもジャーナリストですらない。」を引用して掲載し、さらにそれを訴状別紙2の1から3記載のとおり、ツイッターで拡散している（甲3及び5、被告がブログの内容をツイッターに取り込んでいると評価できることは原告準備書面2・4頁、原告準備書面3・7頁記載のとおり、東京高等裁判所平成24年4月18日判決（LLC登載、甲8））。

これは、一般人の普通の注意と読み方からして、「原告がEMを批判する記事を書いた著者を敵とみなして、その著者に対し、記事による反論ではなく、著者と直接面会し、著者に対して、脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて、著者の見解を批判・攻撃し、屈服せしめようとした」との事実が指摘されているものであり、社会的評価を低下させる表現である（原告準備書面2・3及び4頁、原告準備書面3・4及び5頁、原告準備書面4・2から4

頁)。

(2) この点、被告は、被告の表現行為は意見論評であると主張する。

しかし、仮に、被告ブログの記事が、意見ないし論評に当たるものであったとしても、その記載は上記(1)のとおり読み取れるのであり、下記2に述べるとおり、原告の行為を「脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて、著者の見解を批判・攻撃し、屈服せしめようとした」などと評価することは不当であるから、意見論評の域を逸脱していることは明らかである。

さらにいえば、上記のとおり読み取れないとしても、「ヤクザそのもの」という表現自体が、原告を反社会的な存在と決めつけるものであって、意見論評にあたって、不必要かつ著しく不適切な表現であり、いずれにしても意見論評の域を逸脱していることは明らかである。

したがって、被告の名誉毀損表現が意見論評にあたるとしても不法行為が成立する。

2 違法性阻却事由のないこと

被告は、上記(1)記載の表現をしたことについては、真実性があり、公共性、公益目的があるから違法性阻却事由があると主張する。しかし、被告が自ら主張している意見論評の前提となっている事実についても、およそ真実ではなく、公共性・公益目的もないから違法性阻却事由など存しない。

(1) 真実性のないこと

ア 被告が、原告を「ヤクザそのもの」という表現をした根拠となっている事実は、①「(EMに批判的な) 記事を書いた著者に対し、取材を申込み、体調不良を理由に取材を断った場合でも、自宅へと訪問し、意見を求める等していた」こと、②「大学等の組織に所属する者(学者)がEM菌の効果に対する批判を行った際には、所属大学に対し、当該学者の不当性について意見する等していた」ことであると主張する(被告準備書面1・7頁)。

これは、具体的には①原告が松永勝彦北海道大学名誉教授（以下「松永教授」という）の論文（乙1の3）に関して函館の自宅を訪問して取材したこと、及び、原告が片瀬久美子氏（以下「片瀬氏」という）に対して取材の申し込みをしたこと（乙2）、②飯島明子神田外語大学准教授（以下「飯島准教授」という）による日本ベントス学会での展示に関して原告が同大学に問い合わせ等をしたことである。

イ 松永教授に対する自宅訪問について（甲26・8から10頁，原告本人調書・7から10頁）

(ア) 原告は、平成26年6月19日、松永教授の自宅を訪問し取材を行ったが、それは、被告が編集する雑誌「理科の探検」に同教授が掲載したEMの効果を否定する論文（乙1の3）の内容に誤りがあると考えられたため、それを確認するためであった。

その誤りとは、①上記論文では、北海道庁の某部長から、土壌に落下した枯葉の分解がEMで速くならないかという実験の依頼があり、「1年間実験を行ったが、その効果が認められなかった」と結論づけているが、原告が道庁の当時の担当部長に面会して取材したところ、「そのようなEM実験はやっていない」との証言を得たこと、②上記論文では、四日市市の十四川の悪臭・ヘドロ対策としてのEM団子の投入について、「この行為は悪臭をなくすどころか悪臭を助長させている」と記載されていたため、現地で裏付け取材をしたところ、「EMで悪臭を助長した」との事実は全く浮かんでこなかったことであった。

(イ) 原告は、このように松永教授に確認取材したいと考えていたところ、平成26年6月18日、所用で青森にいたときに、知人の青森市議から、松永教授の著作「森は海の恋人」に書かれているフルボ酸鉄を利用した手法と微生物資材（EM）の両方を使って青森の沿岸の磯焼けが解消されたことを報じた新聞の切り抜きを入手したため、青森県が実施したE

M投入による河川のへドロ減少の実施調査の報告書と合わせて松永教授に見てもらおうと考えた（甲26・9頁，原告本人調書7及び8頁）。

翌19日午前8時半頃，原告が，松永教授の自宅に電話をし，電話に出た同教授夫人に“お会いしてお見せしたいものがある”旨伝えたところ，「函館に着いてからまた連絡してください。そちらの連絡先は？」と言われたため，原告は自身の携帯電話番号を伝え，函館に向かった。

函館到着後，原告が再び松永教授宅へ電話すると，教授本人が電話に出たため，一緒に食事でもしながらお話できないかと打診したところ，体調が思わしくなく外出はできないとのことであった。そこで原告は，松永教授の体調を慮って自宅を訪問することにし，短時間で切り上げてすぐに辞去するつもりで，タクシーを待たせたまま松永教授宅を訪れた。

(ウ) インターホンに応答した松永教授夫人に原告が名乗ると，夫人は“こんにちは”と挨拶したうえ，玄関先に出てきた教授本人とともに，快く迎え入れてくれた。

原告は，10分程度で，松永教授に「理科の探検」の論文の内容について質問して回答を得たため，お礼を述べて辞去しようとしたが，松永教授は，原告を引き留めるようにして話を続けてきたため，面談時間は，結局25分余りとなった。

以上の経過からすれば，原告が松永教授の意向や体調に十分配慮しながら取材をしていることが見てとれるのであり，かかる取材行為を「ヤクザそのもの」などと指摘することは全くの的外れである。

(エ) このような事実経過に対し，被告は，松永教授の陳述書を含め何らの反証もなし得ていない。被告は，松永教授に陳述書作成を依頼できなかった理由として，松永教授が夫人の介護に付き切りの状態であるからとか，松永教授がパソコンの前に座っていること自体が夫人の病状を悪化させるからなどと，それ自体およそ不合理な苦し紛れの理由を述べて

いる（被告本人調書7, 8頁）。そもそも原告が松永教授宅を訪問した際、夫人は快く原告を迎え入れてくれたのであり、被告の上記供述は全く信用できない。

- (オ) 上記のとおり、原告の松永教授宅訪問については、明示的に自宅に来てもらいたくない旨伝えられたわけではないが、拒否をされたわけでは決してない。そもそもジャーナリストの取材行為は、取材対象者が明示的に同意した範囲内ではかなし得ないなどということはない。同意がなければ取材できないとすれば、取材対象者が明らかにされたくない事実（たとえば公務員の汚職等）を取材することがおよそ不可能となり、報道できないということになる。それでは、事実を報道するというジャーナリズムの存在意義自体が失われ、およそ国民の知る権利の保障は有名無実のものとなる。

本件においては、原告の松永教授宅への訪問取材については、自宅に来てもらいたくないとの意思は明示的に告げられていないのであり（むしろ快く訪問取材に応じてくれている）、いかなる意味においても、原告の行為は正当な取材行為である。

- ウ 片瀬氏について（甲26・10, 11頁, 原告本人調書・12, 13頁）

フリーライターの片瀬氏は、朝日新聞青森版のEM批判記事を問題にした原告の3回にわたるDNDメルマガに対し、その中のある校長の発言のみを捉えて、「事実が違うのは出口氏の方だ」というブログを書いたことがあった。それを読んで、事実と違う個所が随所に散見されたため、原告は、片瀬氏に対してメールで面会を求めた（乙2）。この事実をとらえて、「暗黒通信団」のウェブサイトに「ヤクザそのもの」などと書き込まれたのである（甲4）。メールで面会を求めた行為を、「脅そうとした」、「ヤクザそのもの」などと、反社会的行為を行ったかのように言うことにおよそ真実性がないことは明らかである。

エ 飯島准教授について（甲26・11頁、原告本人調書10から12頁）

飯島准教授は、日本ベントス学会で行った展示で、EMに関して、「悪質商法」としたり、オウム真理教になぞらえる等の誹謗中傷行為に及んだ。そのため、原告は、平成26年3月31日、飯島准教授の在籍確認と当該展示に関し事実関係を確認する必要があると考え、神田外語大学の広報課に電話をしたが、それはわずか2、3分の通話であり、激しく抗議するような内容でもなかった。ところが、その後、飯島准教授はツイッターで、「職場に恫喝の電話が入った」等と、あたかも原告が同人を恫喝したかのようなデマを流した。そこで原告が同大学の広報を訪問して確認すると、広報担当者は、同大学の事務局長立ち合いの上、原告が「恫喝の電話」をしたなどと飯島准教授に伝えた事実はないと明確に述べた。

なお、平成26年9月18日、EM研究機構から神田外語大学宛に内容証明郵便が出されている（甲32）。原告はそのことは認識していたが、上記電話の約半年後のことであり、その作成に関与したわけではないから、これを原告の行為であると評価することはできない。

以上のとおり、飯島准教授の不適切な表現行為に対し原告が神田外語大学に事実確認等をした行為は、同准教授を「批判・攻撃し、屈服せしめようとしている」ものであるなどとはおよそいえず、「ヤクザそのもの」との摘示事実に真実性は存在しない。

（注）被告は、第4準備書面（10から11頁）において、平成25年に開催された東京科学シンポジウム後に、原告が日本科学者会議に同シンポジウムの分科会に疑義を申し入れたことも取り上げ、被告の摘示事実の真実性の根拠とする。しかし、その経緯は下記(2)イ記載のとおりである。同シンポジウムの分科会の運営に問題があると判断した場合に、その主催者である日本科学者会議に疑義を申し入れることはごく自然なことである。したがって、それが被告の摘示事

実の真実性の根拠などにはなり得ない。

オ 以上のとおり、原告が、「原告がEMを批判する記事を書いた著者を敵とみなして、その著者に対し、記事による反論ではなく、著者と直接面会し、著者に対して、脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて、著者の見解を批判・攻撃し、屈服せしめようとした」事実は一切なく、被告の摘示事実について真実性は認められない。被告が第4準備書面12頁において、摘示事実について「記事内容を批判・攻撃し、屈服せしめようとしている」との部分のみを引用し、「脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて」との部分については真実性の立証の対象から意図的に外しているのは、この部分について被告が反論できないからにほかならない。

(2) 公共性・公益目的のないこと

ア 被告は、本件名誉毀損行為について、EMの効果について警鐘を鳴らすという側面で公共性があり、EMの効果について疑義を呈するとともに、EM批判者に対し個別攻撃とも捉えうる行為を行う原告を批判し、同じくEMを批判する者たちに注意を呼びかけるという公益目的があると主張する。

しかし、被告の名誉毀損行為は、以下に述べる経過からすれば、被告が原告から日本科学者会議や国立研究開発法人科学技術振興機構などに被告の行為の問題点を指摘されたことに対する私怨を動機として、原告を攻撃するためになされたものであって、公共性も公益目的も存在しない。

イ 被告は、平成25年12月以降、原告に対して攻撃的な姿勢を見せるようになったが、それは、同年11月30日から12月1日にかけて日本科学者会議東京支部主催で開催された第17回東京科学シンポジウムについて、同シンポの分科会のあり方に疑問を抱いた原告が同会議事務局にメー

ルを送ったことが契機となっている。

被告は、同シンポジウムで「ニセ科学問題」という分科会を設置・企画した責任者であったが、「呼吸発電」という匿名の者を登壇させて一方的なEM批判が行われるなどしたため、原告は、そのような運営方法に疑問を抱き、日本科学者会議の事務局に対して、学会の運営として望ましいものかどうかを確認してほしい旨のメールを送信した。

ウ 原告が、このメールを送信した直後から、突如として、被告は、ツイッター等で、頻繁かつ執拗に、原告を名指しした名誉毀損・侮辱等の誹謗中傷行為を開始した（以上の経過につき、甲26・3及び4頁、原告本人調書2、3頁、被告本人調書13、14頁）。

被告は、その後日本科学者会議を退会したとのことであり（被告本人調書14頁）、さらに、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するサイエンスポータルというサイトに「理科の探検」掲載記事である前記松永教授の論文（乙1の3）が掲載されていたが、これが同機構の判断で削除されたのは原告の言動による可能性があることを認識していた（被告本人調書14から16頁）。

エ 以上の経過に照らし、また、「ヤクザそのもの」といった言葉自体が原告に対する人格攻撃を行うための表現であることからしても、本件は、被告の原告に対する私怨からなされたものであり、被告の表現行為に公共性も公益目的もおおよそ存在しないことは明らかである。

3 小括

以上のとおり、被告による本件名誉毀損行為について違法性阻却事由は存しない。被告が、名誉毀損にあたるブログを削除していることは（甲7）、侮辱にあたるブログを削除しているのと同様、被告が自身の行為の違法性を認識しているからにはほかならず、原告に対する名誉毀損による不法行為の成立は明らか

である。

第4 被告による本件各行為の違法性が極めて高いこと

1 原告に対する攻撃が他人と連携して行われたこと

原告準備書面4・5及び6頁で主張した通り、EMの有効性が幅広く認められる中で、EMをニセ科学であるなどと批判する勢力が存在し、ネット等でEMやEMを評価している原告に対する誹謗中傷が継続的になされていた。甲2の被告ブログには、被告自身のツイッターのやり取りが貼りつけられているが、この中に被告と同様に原告を批判する書き込み等を行っているbreathingpowerや天羽優子山形大学准教授によるツイートがある。

また、甲3の別紙4のツイートも、「出口俊一氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思う。普通の頭なら載せないだろう。」というものであるが、これはbreathingpowerのリツイートに対してなされたものである。

さらに、同じくEMに対する批判活動を繰り広げる片瀬氏（甲3の別紙8及び9。例えば、甲3の別紙8であれば、「Retweets in the first 24h」の「First hour」のなかに「kumikokatase」のアカウントが記載されていることから片瀬氏がリツイートしていることが分かる。別紙9にも同様に「kumikokatase」のアカウントの記載がある）やbreathingpower（甲3の別紙2, 4, 5, 12, 13, 14。例えば、甲3の別紙2であれば「Retweets in the first 24h」の「Third hour」のなかに「breathingpower」のアカウントが記載されていることからbreathingpowerがリツイートしていることが分かる。別紙4以下も同様である）は、被告のツイートに対してリツイートしているのである。さらには、暗黒通信団と称する人物もANKOKUDANBOT（甲3の別紙11から13。例えば、甲3の別紙11であれば「Retweets in the first 24h」の「First hour」のなかに「ANKOKUDANBOT」のアカウントが記載されているところ、このアカウントは暗黒通信団のものであり、これを称する人物がリツイートしていることが分かる。別紙9も同様である）なるアカウントでリツイートをしている。

なお、被告自身が、ツイッターで「『リツイートはその投稿の同意拡散になるのでリツイートしただけということもいっても通らない。』自戒。」(甲23)とツイートし、リツイートはこれらのEM批判者の連携を意味するものであることを事実上認めている。

このように被告は、他の批判者と連携をして、執拗に原告に対する中傷・批判を行っているのである。

2 原告に対する攻撃の意思が強固であること

上記のとおり、被告は関係者と連携して原告に対する攻撃を繰り返してきただけでなく、今後も批判言動をする可能性を否定せず、個人攻撃が許される場合もあると述べていることなどからしても、被告の原告に対する攻撃の意思は強固である(被告本人調書17, 18頁)。

(被告本人調書17, 18頁)

今日、先ほどの主尋問の最後のほうだったかな、これからもEMのことについては本でも大々的に書いていくというような趣旨のことをおっしゃいましたか。

はい。

それについては、今回の原告となっている出口のことについても触れることもあるという趣旨も含んでいますか。

それは、可能性はあると思います。

先ほど、同じ原告代理人のほうから、出口氏はおばかだ、あるいは出口氏はやくざそのものであるという表現について問題があるという認識があるかないか、端的に聞かれましたけれども、いずれも、そう表現することに問題がないとあなたはお考えになっているということによろしいんですか。

はい。

そうすると、今後も本の中にはそういうことに触れる可能性があるということですか。

それがもとでこういうことに何度もなるのは面倒なので、きっと、しないかもしれません。

しかし、書くかもしれないということ。

それは分かりません。それは将来の可能性の問題なんで。

(中略)

一定の論争があるテーマについて、その論争を常識的な表現でお互いに議論する、やりとりするという事は、当然表現の自由の枠内であってしかるべきだというふうに、私も思っています。しかしながら、一定程度の表現、常識を超えた表現は、これは使ってはいけないんじゃないかというご認識は、ご自身の中にあるのか、ないのか、端的にお答えいただけますか。

それは文脈によると思います。

個人攻撃は許されないというのはご存じですか。

どういうレベルですか。

個人攻撃は許されないというふうな認識はございませんか。

ただ単に個人攻撃って一般化して許されるか許されないかってのは、よく分かりません。

許される場合もあると思っているわけ。

そうです。

3 原告の社会的立場に対する攻撃にまで及んでいること

被告は、本件訴訟の係属中、次回期日に当事者尋問が予定されていた平成28年3月、原告が社外取締役をしている株式会社桧家ホールディングスに対して、原告がEMを擁護する活動をしていることを指摘するメールを送信している。

その内容は、原告が同社の取締役として就任しているままでは「有名なニセ科学のEMと貴社は関連が深いと普通には見えると思います。しかも貴社の名

刺も活用してさまざまなクレーム活動を行っています」(甲29)などとしたうえで、原告の同社取締役の名刺を添付し、「ブログなどで出口氏のことを書くときはこの名刺も出していくことになります」(甲30)などというものであった。

上記内容は、要するに、同社が原告を取締役として選任し続けるのであれば、被告としては、原告の同社の名刺を公開しながら原告に対する攻撃をしていくことになるが、そうすると同社の信用性が損なわれることになるから、速やかに原告を同社の取締役から解任等するようにと強要するものである。被告は、このようなメールの内容は問題ないと考えているというのであり(被告本人調書13頁)、原告の社会的立場を失わせようとする被告の原告に対する攻撃意思の強さが窺われる。

4 原告批判記事の執筆者について虚偽の供述まで行っていること

また被告は、被告本人尋問の際、原告代理人が暗黒通信団のウェブページ(甲4)を示し、それを管理あるいは執筆している人物について質問したことに対し、「僕は知りません。」と供述した(被告本人調書16頁)。

しかし、被告が編集長を務める「理科の探検」誌の平成27年春号において、「シ(暗黒通信団)」なる者が企画委員となっている(甲34)。また、「と学会誌33」なる冊子(甲35)には甲4と全く同一の記事が掲載されているが、その執筆者は「シ」と表記されている。すなわち、暗黒通信団の「シ」と「と学会誌33」の「シ」、及び甲4の執筆者は同一人物と考えられる。

したがって、甲4のウェブページの執筆者を知らないとの上記被告の供述は虚偽である。このように被告が原告批判記事に関して虚偽の発言をすることは、被告が原告に対する個人攻撃を行うことについて全く反省をしていないことを示すものである。

5 小括

以上より、本件における被告の原告に対する侮辱、名誉毀損は、極めて悪質な行為であり、その違法性が高い。

第5 損害

以下のとおり、被告の侮辱及び名誉毀損によって、原告は著しい精神的苦痛を被っている。

1 ブログのアクセス数及びツイッターのポテンシャルリーチ数が非常に多数に及んでいること

(1) 被告ブログの最初の発信日である平成21年3月6日(甲33)から平成27年1月24日までの日数は2151日であるが、同日にプリントアウトした甲2の末尾に累計アクセス数と思料される195万7249との表示が記載されていることから、被告ブログには、平均して1日あたり900以上のアクセスがあったと考えられ、極めて多数の閲覧者が被告ブログを閲覧していることがわかる。

この点、被告は、ブログのアクセス数は、一日当たり「200ぐらいが大体ですね。」などと述べているが(被告証人調書10頁)、実際は、それを上回るアクセスがなされているのであり、被告の供述は虚偽である。

(2) また、本件の各ツイートにおけるフォロワー数とポテンシャルリーチ数(甲3・別紙のとおり)の総合計は実に累計19万2806(甲3)にも及んでいるのであり、これは、例えば週刊朝日の公称発行部数(18万4148部)を超えるものとなっており、原告の社会的評価の著しい低下及び強度の名誉感情侵害は明らかである。

なお、平成25年12月以降開始された、被告の原告に対する誹謗・中傷の類のツイッター全79件に関するポテンシャルリーチ数は、173万8803件にも及んでいる(甲16・別紙)。

2 原告のジャーナリストとしての活動等に現実的な支障が生じていること

原告は、昭和50年4月に産経新聞社に入社し、東京本社社会部の警視庁捜査2課及び4課の担当や都庁記者クラブキャップなどを務め、退社後もジャーナリスト活動を活発に行ってきた。現在、日本記者クラブの会員である。

原告は、DNDブログでの情報発信のほか、平成23年3月11日の東日本大震災については震災直後からその被害について facebook を活用して情報発信をし、また、翌年には、中国の四川大地震について東京新聞紙上（平成23年10月12日付）で署名入りの記事を執筆した。週刊「AERA」（平成17年9月5日号）では、三重県の神島において三重大学と鳥羽市まちづくり課が連携して行っている糖尿病対策についてのルポを掲載するなどしている。

原告は、このようにこれまでジャーナリストとして活動し、様々な業績を上げてきた。

ところが、被告の本件誹謗中傷行為により、原告は著しい精神的打撃を受け、1年半以上、パソコンに向かって原稿を書くことが困難となった（原告本人調書6頁）。

なお、被告は、原告がEM研究機構の顧問であって、ジャーナリストではないかのようにも主張する。しかし、顧問の立場を有することと、ジャーナリストの立場は両立するものであり、かかる批判は失当である。

また、原告は、上場企業である株式会社桧家ホールディングスの社外取締役も務めているが、原告があたかも反社会的勢力であるかのような被告の表現行為により、同社のコーポレートガバナンス上、極めて不都合な事態となりかねないことから、原告は、同社経営陣に対して事情説明と弁明を余儀なくされた。

さらに原告は、金沢工業大学の客員教授を務めていたが同職を辞せざるを得なくなった（原告本人調書27頁）。

3 家族に対しても影響が生じ原告は精神的苦痛を被ったこと

被告の侮辱・名誉毀損により、91歳の寝たきりの義父と89歳の義母の介護をしている原告の妻が、原告へのあまりに酷い誹謗中傷を目の当たりにして体調を崩し、下痢が止まらない状態が何日も続いた。原告は、自分のみならず親族までもが苦しんでいることにより、著しい精神的苦痛を受けた（甲26・5頁，原告本人調書6頁）。

第6 結語

以上のおり，被告の本件侮辱及び名誉毀損は，その違法性の程度が極めて高く，これにより原告は甚大な損害を被っているから，速やかに本件請求は認容されるべきである。

以上